

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第7回改定 新旧対照表

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
	<p>第3編 砂防及び地すべり対策編</p> <p>第1章 砂防環境調査</p>	<p>第3編 砂防及び地すべり対策編</p> <p>第1章 砂防環境調査</p>
4-3-5	<p>第5節 成果品及び貸与資料</p> <p>第3112条 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水と緑の溪流調査報告書 (2) 溪流環境整備計画書 (3) 既存植生図 (4) 管内図及び地形図（1：5,000～1：10,000） (5) 空中写真 	<p>第5節 成果品及び貸与資料</p> <p>第3112条 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 溪流環境整備計画書 (2) 既存植生図 (3) 管内図及び地形図（1：5,000～1：10,000） (4) 空中写真 (5) 業務に関連する既往調査報告書
	<p>第2章 砂防調査・計画</p>	<p>第2章 砂防調査・計画</p>
4-3-6	<p>第2節 砂防調査</p> <p>第3202条 砂防調査の区分 砂防調査は以下の区分により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水系砂防調査 (2) 土石流対策調査 (3) 流木対策調査 <p>第3203条 水系砂防調査</p> <p>1. 業務目的 水系砂防調査は、流域における土砂の生産及びその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。 (以下省略)</p>	<p>第2節 砂防調査</p> <p>第3202条 砂防調査の区分 砂防調査は以下の区分により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査） (2) 土石流対策調査 (3) 流木対策調査 <p>第3203条 土砂・洪水氾濫対策調査</p> <p>1. 業務目的 土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産及びその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。 (以下省略)</p>
4-3-12	<p>第3節 砂防計画</p> <p>第3207条 砂防計画の区分 砂防計画は以下の区分により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水系砂防計画 (2) 土石流対策計画 (3) 流木対策計画 <p>第3208条 水系砂防計画</p> <p>1. 業務目的 水系砂防計画は、水系砂防調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産及び流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 	<p>第3節 砂防計画</p> <p>第3207条 砂防計画の区分 砂防計画は以下の区分により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂・洪水氾濫対策計画 (2) 土石流対策計画 (3) 流木対策計画 <p>第3208条 土砂・洪水氾濫対策計画</p> <p>1. 業務目的 土砂・洪水氾濫対策計画は、土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産及び流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-13	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設計画に必要となる事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画土砂量等調査 受注者は、水系砂防調査結果に基づいて基本方針の策定及び計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本方針策定 計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。</p> <p>2) 計画生産土砂量 水系砂防調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。</p> <p>3) 計画流出土砂量 水系砂防調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。</p> <p>4) 計画許容流出土砂量 計画基準点における流水の掃流力、流出土砂の粒径等を考慮して、河道の現況から検討する。</p> <p>(4) 砂防施設配置計画（省略）</p> <p>(5) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性の確認をする。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、水系砂防調査及び水系砂防計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) 水系砂防調査の成果品</p> <p>2) 地形図</p> <p>3) 空中写真 (追加)</p> <p>第3209条 土石流対策計画</p> <p>1. 業務目的（省略）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備～(5) 土石流対策施設計画（省略）</p> <p>(6) 照査</p>	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設計画に必要となる事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画土砂量等調査 受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定及び計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本方針策定 計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。</p> <p>2) 計画生産土砂量 土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。</p> <p>3) 計画流出土砂量 土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。</p> <p>(4) 砂防施設配置計画（省略）</p> <p>(5) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画諸元及び現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査及び土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果品</p> <p>2) 地形図</p> <p>3) 空中写真</p> <p>4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）</p> <p>5) 業務に関連する既往調査報告書</p> <p>第3209条 土石流対策計画</p> <p>1. 業務目的（省略）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備～(5) 土石流対策施設計画（省略）</p> <p>(6) 照査</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-15	<p>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性の確認をする。 4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。 <p>(7) 総合検討～(8) 報告書作成(省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土石流対策調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <p>(追加)</p> <p>第3210条 流木対策計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的(省略) 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画準備(5) 流木対策施設配置計画(省略) (6) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性の確認をする。 4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。 (7) 総合検討 受注者は、流木対策調査及び流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。 (8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 流木対策調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <p>(追加)</p>	<p>受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</p> <p>なお、照査事項は第3208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 総合検討～(8) 報告書作成(省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土石流対策調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <p>(4) 既往砂防施設についての資料(施設台帳、位置図等)</p> <p>(5) 業務に関連する既往調査報告書</p> <p>第3210条 流木対策計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的(省略) 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画準備(5) 流木対策施設配置計画(省略) (6) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第3208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。 (7) 総合検討 受注者は、流木対策調査及び流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。 (8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 流木対策調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <p>(4) 既往砂防施設についての資料(施設台帳、位置図等)</p> <p>(5) 業務に関連する既往調査報告書</p>
4-3-27	<p style="text-align: center;">第3章 砂防構造物設計</p> <p>第3節 溪流保全工の設計</p> <p>第3307条 溪流保全工詳細設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的(省略) 2. 業務内容 	<p style="text-align: center;">第3章 砂防構造物設計</p> <p>第3節 溪流保全工の設計</p> <p>第3307条 溪流保全工詳細設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的(省略) 2. 業務内容

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-29	<p>(1) 設計計画～(2) 現地踏査(省略)</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、配置設計、流下断面、床固工・帯工の基本構造、及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計～(6) 数量計算(省略)</p> <p>(7) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(8) 総合検討～(9) 報告書作成(省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <p>1) 当該流域に関する砂防調査資料</p> <p>2) 砂防施設配置計画検討資料</p> <p>3) 既往施設の計画諸元等</p> <p>4) 溪流保全工予備設計資料</p> <p>(2) 測量調査資料</p> <p>1) 地形図(縮尺 1:200～1:1,000)</p> <p>2) 河川縦断図(縮尺 縦 1:200～1:1,000)</p> <p>3) 横断図(縮尺 1:100～1:200)</p> <p>(3) 地質調査資料</p> <p>1) 施設計画地点付近の地質調査資料</p> <p>2) 河川縦断図(縮尺 縦 1:200～1:1,000)</p> <p>3) 横断図(縮尺 1:100～1:200)</p> <p>(4) その他資料</p> <p>1) 自然環境調査資料</p> <p>2) 社会環境調査資料</p> <p>第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 第3309条 土石流対策工予備設計</p> <p>1. 業務目的(省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(2) 現地踏査(省略)</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、土石流の発生頻度、土石流規模を考慮して、土石流流出土砂量を処理する工法(土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工)及び透過、不透過の機能別形式を検討を行うものとする。</p>	<p>(1) 設計計画～(2) 現地踏査(省略)</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計～(6) 数量計算(省略)</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第3304条砂防堰堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</p> <p>(8) 総合検討～(9) 報告書作成(省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 溪流保全工予備設計資料</p> <p>(2) 設計区域の関連諸元</p> <p>(3) 測量調査資料</p> <p>1) 地形図(縮尺 1:200～1:1,000)</p> <p>2) 河川縦断図(縮尺 縦 1:200～1:1,000)</p> <p>3) 横断図(縮尺 1:100～1:200)</p> <p>第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 第3309条 土石流対策工予備設計</p> <p>1. 業務目的(省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(2) 現地踏査(省略)</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p> <p>1) 地形・地質条件</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-31	<p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討 1) 施設設計の範囲～4) 景観検討 (省略)</p> <p>(6) 概算工事費～(11) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>第 3310 条 土石流対策工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容 (1) 設計計画～(3) 基本事項決定 (省略)</p> <p>(4) 施設設計 施設設計の範囲は、土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工とし、受注者は、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。 なお、各施設については、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計～(6) 数量計算 (省略)</p> <p>(7) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1103 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(8) 総合検討～(9) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p>	<p>受注者は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。</p> <p>2) 設計条件 受注者は、土石流対策計画の結果に基づいて、土石流諸元、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</p> <p>3) 工種・工法の検討 受注者は、地形・地質条件及び設計条件を基に土石流流出土砂量を処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式等の工種・工種を検討するものとする。</p> <p>4) 構造物の位置の検討 受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。</p> <p>5) 環境条件検討 環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。</p> <p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲～4) 景観検討 (省略)</p> <p>(6) 概算工事費～(11) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>第 3310 条 土石流対策工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容 (1) 設計計画～(3) 基本事項決定 (省略)</p> <p>(4) 施設設計 施設設計の範囲は、土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工とし、受注者は、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。 付属施設についても設計図書に基づき、設計を行うものとする。 なお、各施設については、自然と地域に馴染んだ景観設計を行う。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計～(6) 数量計算 (省略)</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1103 条照査技術者及び照査の実施に基づくくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(8) 総合検討～(9) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-33	<p>(1) 砂防計画資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該流域に関する砂防調査資料 2) 砂防施設配置計画検討資料 3) 既往施設の計画諸元 4) 土石流対策工予備設計資料 <p>(2) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地形図 (縮尺 1:200~1:1,000) 2) 縦断面図 (縮尺 縦 1:200、横 1:1,000) 3) 横断面図 (縮尺 1:200) 4) 主要構造物縦断面図 (縮尺 1:200) 5) 堆積地等横断面図 (縮尺 1:200) <p>(3) 地質調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 計画地点付近の地質調査資料 2) 計画地点付近のボーリング調査資料 3) 主要構造物地質横断面図 4) 基礎地盤の物性値調査資料 <p>(4) その他資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 自然環境調査資料 2) 社会環境調査資料 <p>第 3311 条 流木対策工予備設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 (省略) 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計計画～ (2) 現地踏査 (省略) (3) 基本事項 <p>受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量処理する方法 (透過型砂防えん堤、流木止め工等) の検討を行うものとする。</p> (4) 配置設計～ (11) 報告書作成 (省略) 3. 貸与資料 (省略)	<p>(1) 土石流対策工予備設計資料</p> <p>(2) 計画区域の関連諸元</p> <p>(3) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地形図 (縮尺 1:200~1:1,000) 2) 縦断面図 (縮尺 縦 1:200、横 1:1,000) 3) 横断面図 (縮尺 1:200) 4) 主要構造物縦断面図 (縮尺 1:200) 5) 堆積地等横断面図 (縮尺 1:200) <p>第 3311 条 流木対策工予備設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 (省略) 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計計画～ (2) 現地踏査 (省略) (3) 基本事項 検討 <p>受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地形・地質条件 <p>受注者は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。</p> 2) 設計条件 <p>受注者は、流木対策計画の結果に基づいて、流木・土石流諸元、計画流木量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</p> 3) 工種・工法の検討 <p>受注者は、地形・地質条件及び設計条件を基に山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量処理する工法 (透過型・不透過型砂防堰堤、流木止め工) を検討するものとする。</p> 4) 構造物の位置の検討 <p>受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。</p> 5) 環境条件検討 <p>環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。</p> (4) 配置設計～ (11) 報告書作成 (省略) 3. 貸与資料 (省略)
4-3-35	<p>第 3312 条 流木対策工詳細設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 (省略) 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計計画～ (3) 基本事項決定 (省略) 	<p>第 3312 条 流木対策工詳細設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 (省略) 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計計画～ (3) 基本事項決定 (省略)

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-37	<p>(4) 施設設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設計算 受注者は、詳細設計に必要な設計計算を行うものとする。 2) 設計図の作成 受注者は、設計計算に基づき設計図の作成を行うものとする。 3) 景観設計 受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。 <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計～(6) 数量計算(省略)</p> <p>(7) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。 4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。 <p>(8) 総合検討～(9) 報告書作成(省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 砂防計画資料 <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該流域に関する砂防調査資料 2) 砂防施設配置計画検討資料 3) 既往施設の計画諸元 4) 流木対策工予備設計資料 (2) 測量調査資料 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地形図(縮尺 1:200～1:1,000) 2) 縦断面図(縮尺 縦 1:200、横 1:1,000) 3) 横断面図(縮尺 1:200) 4) 主要構造物縦断面図(縮尺 1:200) 5) 堆積地等横断面図(縮尺 1:200) (3) 地質調査資料 <ol style="list-style-type: none"> 1) 計画地点付近の地質調査資料 2) 計画地点付近のボーリング調査資料 3) 主要構造物地質横断面図 4) 基礎地盤の物性値調査資料 (4) その他資料 <ol style="list-style-type: none"> 1) 自然環境調査資料 2) 社会環境調査資料 <p>第5節 護岸工の設計 第3314条 護岸工予備設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的(省略) 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計計画～(2) 現地踏査(省略) 	<p>(4) 施設設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設計算の範囲 設計範囲は、流木発生抑制施設、流木捕捉施設とする。 2) 設計図の作成 受注者は、1)施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図の作成を行うものとする。 3) 付帯施設の設計 設計図書に基づき、付帯施設の設計を行うものとする。 4) 景観設計 受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。 <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計～(6) 数量計算(省略)</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 設計条件及び現地条件等の基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。 4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。 <p>(8) 総合検討～(9) 報告書作成(省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 流木対策工予備設計資料 (2) 計画区域の関連諸元 (3) 測量調査資料 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地形図(縮尺 1:200～1:1,000) 2) 縦断面図(縮尺 縦 1:200、横 1:1,000) 3) 横断面図(縮尺 1:200) 4) 主要構造物縦断面図(縮尺 1:200) 5) 堆積地等横断面図(縮尺 1:200) <p>第5節 護岸工の設計 第3314条 護岸工予備設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的(省略) 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計計画～(2) 現地踏査(省略)

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-40	<p>(3) 基本事項検討 受注者は、現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置を決定し、基本事項を整理した設計説明書を作成するものとする。</p> <p>(4) 配置設計～(11) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>第6節 山腹工の設計 第3317条 山腹工予備設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(2) 現地踏査 (省略)</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、環境条件についての基本事項を検討するものとする。</p> <p>(4) 配置設計～(11) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (縮尺 1:500～1:2,000)</p> <p>(2) 縦断図 (縮尺 1:200～1:1,000)</p> <p>(3) 横断図 (縮尺 1:200～1:1,000)</p> <p>(4) 空中写真</p> <p>(5) 業務に関連する既往調査報告書</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(3) 基本事項検討 受注者は、護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認並びに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 配置設計～(11) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>第6節 山腹工の設計 第3317条 山腹工予備設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(2) 現地踏査 (省略)</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、地形地質条件、環境条件についての基本事項を検討するものとする。</p> <p>(4) 配置設計～(11) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 測量調査資料</p> <p>1) 地形図 (縮尺 1:500～1:1,000)</p> <p>2) 縦断図 (縮尺 縦 1:100～1:200、横 1:500～1:1,000)</p> <p>3) 横断図 (縮尺 1:100～1:200)</p> <p>4) 空中写真</p> <p>(2) 地質調査資料</p> <p>1) 計画地点周辺の地質文献資料</p> <p>2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料</p> <p>(3) その他資料</p> <p>1) 自然環境調査資料</p> <p>2) 社会環境調査資料</p> <p>3) 業務に関連する既往調査報告書</p> <p>(以下省略)</p>
4-3-57	<p style="text-align: center;">第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4節 地すべり防止施設設計 第3408条 地すべり防止施設予備設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(7) 最適案の選定 (省略)</p> <p>(8) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4節 地すべり防止施設設計 第3408条 地すべり防止施設予備設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(7) 最適案の選定 (省略)</p> <p>(8) 施工計画検討 受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づくくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-59	<p>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(9) 総合検討 受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>第 3409 条 地すべり防止施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(7) 照査 (省略)</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p>	<p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(10) 総合検討 受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>第 3409 条 地すべり防止施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(7) 照査 (省略)</p> <p>(8) 施工計画検討 受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。</p> <p>(9) 総合検討 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p>
4-3-69	<p style="text-align: center;">第 5 章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設設計</p> <p>第 3508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(3) 基本事項の検討 (省略)</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) 工法比較 受注者は、急傾斜地崩壊危険斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工の適切な組み合わせ 3 案程度を検討し、構造的、施工性、経済性、環境等の検討結果に基づいて、最適な工法を選定するものとする。</p> <p>2) 主要構造物の概略設計 受注者は、精査、機構解析、対策計画の資料に基づき、また、基本事項の検討に沿った選定工法の機能と規模に応じた崩壊(危険)斜面の安定度の変化の検討、主要な構造物についての応力計算を行って、主要な急傾斜地崩壊防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。</p> <p>3) 景観検討</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設設計</p> <p>第 3508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(3) 基本事項の検討 (省略)</p> <p>(4) 配置設計</p> <p>1) 受注者は、調査対象斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工を適切に組み合わせ、比較検討案を立案するものとする。</p> <p>2) 経済性や施工性、維持管理を考慮し、擁壁の位置及び工法等を検討する際には、無理な切土をしないよう計画する。やむを得ず切土をする場合には、落石や土砂から作業中の安全を確保するため必要な対策を講ずる。</p> <p>(5) 施設設計</p> <p>1) 工法比較 受注者は、急傾斜地崩壊危険斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工の</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-3-71	<p>自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。</p> <p>4) 環境検討 受注者は、生態系や景観に配慮した施設及び対策工法の検討を行うものとする。</p> <p>5) 有効活用検討 受注者は、斜面整備とあわせて有効活用について検討を行うものとする。</p> <p>(5) 概算工事費 受注者は、配置設計で立案された3案に対して、主な工種について監督員と協議した単価と、概算数量を基に算定するものとする。</p> <p>(6) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(7) 総合検討 受注者は、施設設計及び配置計画等を踏まえた施設設計について総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>第3509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(2) 現地踏査 (省略)</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計～(6) 施工計画及び仮設構造物設計 (省略)</p> <p>(7) 照査</p>	<p>適切な組み合わせ3案程度を検討し、構造的、施工性、経済性、環境等の検討成果に基づいて、最適な工法を選定するものとする。</p> <p>2) 主要構造物の概略設計 受注者は、精査、機構解析、対策計画の資料に基づき、また、基本事項の検討に沿った選定工法の機能と規模に応じた斜面の安定度の変化の検討、主要な構造物についての応力計算を行って、主要な急傾斜地崩壊防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。</p> <p>3) 景観検討 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。</p> <p>4) 環境検討 受注者は、生態系や景観に配慮した施設及び対策工法の検討を行うものとする。</p> <p>5) 有効活用検討 受注者は、斜面整備とあわせて有効活用について検討を行うものとする。</p> <p>(6) 概算工事費</p> <p>1) 受注者は、配置設計で立案された3案に対して、主な工種について監督員と協議した単価と、概算数量を基に算定するものとする。</p> <p>2) 残存型枠について、従来工法と比較し工程・安全性・施工性・経済性等に有効性が認められた場合には積極的に採用する。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画諸元及び現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、施設設計及び配置計画等を踏まえた施設設計について総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>第3509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 (省略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画～(2) 現地踏査 (省略)</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p>1) 地形・地質条件 受注者は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。</p> <p>2) 設計条件</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
	<p>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 設計条件及び現地条件等、基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性を確認する。 <p>(8) 総合検討～(9) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。</p> <p>3) 環境条件 受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。</p> <p>(4) 施設設計～(6) 施工計画及び仮設構造物設計 (省略)</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 設計条件及び現地条件等、基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図についてその妥当性を照査し、全体一般図について照査・確認する。 4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性に着目しを確認する。 <p>(8) 総合検討～(9) 報告書作成 (省略)</p> <p>3. 貸与資料 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>